

令和 2 年 4 月 1 日

一般事業主行動計画

社会福祉法人拓く

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

2. 内容

子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

【育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備としての措置の実施】

目標 1. 育児休業中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しや、育児休業後における原職または原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

<対策> 上記目標の達成のため、育児復帰支援プランの作成・同作成プランに基づく措置の実施制度（業務整理・引継ぎ支援・育児休業中の職場の関する情報及び資料の提供を含む）（導入済み）の周知・運用

R2. 4. 1～上記制度の職員への周知→社内報や社内掲示板を使った周知等。

R2. 4. 1～上記制度の運用→育児休業を取得する職員との面談等の実施。

【子どもを育てる労働者が利用できる措置の実施】

目標 2. 短時間勤務制度や始業・終業時刻の繰り上げ又は繰り下げの制度の周知・運用

<対策> R2. 4. 1～上記制度（導入済み）の職員への周知→社内報や社内掲示板を使った周知等。

R2. 4. 1～上記制度の運用→小学校就学始期までの子どもを育てる職員への聞き取りや協議等。

【育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知】

目標 3. 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策> R2. 4. 1～上記制度（導入済み）の職員への周知→社内報や社内掲示板を使った周知、

対象者へ個別に声掛け。

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

【所定外労働の削減のための措置の実施】

目標 4. 所定外労働を削減するために毎週 1 回のノー残業デーの推進

<対策> R2. 4. 1～ノー残業デーの実施、定期的な実施回数の調査等。

次世代育成支援対策に関する事項

【地域において子どもの健全な育成のための活動等を行う NPO 等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施】

目標 5. 地域において子どもの健全な育成のための活動等を行う NPO 等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施

<対策> R2. 4. 1～上記 NPO 等の活動の職員への周知、地域貢献活動団体との取り組みの連携、活動等の社内報等への掲載。